

# 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区の屋外広告物等の表示等に関する基本方針

## 1 基本構想

前橋市を中心市街地を流れる広瀬川は、本市にとってかけがえのない景観資源である。広瀬川周辺の素晴らしい景観を守るために、また、「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとして、さらに「質」の高い広瀬川河畔のまちなみ景観を創り、後世に引き継ぐために、当該地区を前橋市屋外広告物条例に基づく屋外広告物特別規制地区に指定するものである。

当該地区における屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する基本目標は、以下のとおりとする。

### 基本目標

- ・人々が自然と足を運びたくなるような、心地よい空間を創出する。
- ・地区の歴史や文化を大切にしながら、現代的で落ち着きのある景観を形成する。

## 2 屋外広告物等のルール

広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区内に表示等を行う屋外広告物は、広瀬川や河畔緑地、街並みに調和する配置・掲出方法・個数とともに、地区の魅力をより高めるデザインとするため、以下のとおり基準を定める。

### (1) 種類

地区内において掲出できる自家広告物は、以下の種類のものに限る。なお、地区内において非自家広告物は掲出できない。

- ①広告板
- ②壁面広告物
- ③突出広告物
- ④置き看板
- ⑤塀広告
- ⑥簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立て看板、広告幕）

### (2) 大きさ・個数

地区内における屋外広告物の大きさ、表示面積等の基準は以下のとおりとする。

#### ①高さ13m以下に掲出する屋外広告物

種類	基準	備考
広告板	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で2m <sup>2</sup> 以下、高さ2m以下	
壁面広告物	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下	切り文字や箱文字で表示するものに限っては、一連の意味を成す文字群を矩形で囲った面積について1面2m <sup>2</sup> 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下とする。
突出広告物	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で2m <sup>2</sup> 以下	
置き看板	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で2m <sup>2</sup> 以下	
塀広告物	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下	

※簡易広告物については、許可地域の基準によるものとする。

※ひとつの店舗等が掲出できる表示面積の合計は、5m<sup>2</sup>以下とする。

## ②高さ13mを超える部分に掲出する屋外広告物

種類	基準	備考
壁面広告物	1面5m <sup>2</sup> 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下	切り文字や箱文字で表示するものに限っては、一連の意味を成す文字群を矩形で囲った面積について1面10m <sup>2</sup> 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下とする。
突出広告物	1面1m <sup>2</sup> 以下かつ合計で2m <sup>2</sup> 以下	

※ひとつの建築物において高さ13mを超える部分に掲出できる表示面積の合計は、15m<sup>2</sup>以下とする。

## (3) デザイン等

区分	基準
色彩等	広瀬川及び河畔緑地と調和する落ち着いたデザインや素材とし、使用する色彩については、景観計画で定める「色彩のルール」によるものとする。
大きさ	散策する人々の目線や人間の大きさの比率との調和に配慮した文字の大きさ、配置とする。
光源	光源の点滅、回転、動き及び変化がないものとする。
照明	照明を利用する場合は、広瀬川及び河畔緑地との調和やまちなみ全体の夜間景観を十分に考慮したデザイン、配置とする。
統一感	ひとつの建築物において、複数の店舗・事務所等の広告物を掲出する際は、掲出する広告物の集約や、色彩・文字・形状の統一に努めるものとする。

## (4) 適用除外

以下の広告物等は、広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区の屋外広告物等の表示等に関する基本方針の適用除外とする。

- ・法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- ・国又は地方公共団体、公共的団体、地元商工会等が公共的目的のために設置する上記種類の広告物等
- ・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

## (5) その他

この基本方針に定めのない事項については、前橋市屋外広告物条例及び同施行規則に定める基準に従うこと。